

# 海外渡航をする場合の留意事項

海外では皆さんの想像以上に、治安の状況や流行している病気など、日本とは大きく異なります。ここでは、海外渡航をする場合の大事な情報を記載していますので、内容をしっかりと確認し、必要な手続きを確実に取ってください。

## 1. 渡航前

### (1) 渡航先周辺の情報収集

渡航先周辺の社会・治安情勢、衛生状況や病気に関する情報、生活習慣・風俗、犯罪傾向・手口など、最新の情報を以下のホームページ等で確認しておきましょう。

#### < 外務省 >

- 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 世界の医療事情 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
- 領事サービスセンター（海外安全相談班） [https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/)

#### < 厚生労働省 >

- 感染症・予防接種情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/)

### (2) パスポートとビザ

渡航先が決まったら、渡航手続きを開始してください。旅券（パスポート）は原則として、住民票のある都道府県の旅券事務所で申請します。ただし、京都府以外に住民登録をしていますが、通学のために京都府内に住んでいる人は、京都府でパスポートを申請することができます。詳しくは、京都府旅券事務所のホームページ等で確認してください。

同時に、渡航先の国で査証（ビザ）が必要かどうかを各国の大使館や領事館のホームページで確認し、必要な場合は速やかに査証申請手続きを始めてください。手続方法、必要書類、取得までにかかる日数、手数料等の最新情報もホームページで早めに確認しましょう。

#### < 外務省 >

- 各都道府県旅券事務所 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass\\_6.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_6.html)
- 駐日外国公館 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblast/>

### (3) 航空券

出発日が決まったら、航空券を予約してください。航空券の種類によっては格安なものもありますが、「払い戻しができない」、「期日の変更ができない」、「途中で降機できない」等いくつか制限があるので、購入の際は十分注意してください。値段の安さだけにとらわれず、信頼のおける航空会社を選ぶよう情報収集をおきましょう。

### (4) 海外旅行傷害保険

外国では日本で加入している健康保険等は使用できません。怪我や病気で病院にかかった際の治療費は、日本では想像もつかないくらいの高額になることがあるため、保障内容をしっかり確認の上、出国から帰国までをカバーする海外旅行傷害保険に必ず加入しておいてください。

### (5) 健康状態の確認

渡航前に健康診断や予防接種を受ける等、自分の健康状態や免疫抗体を把握しておいてください。病気予防や感染症の情報に関しては以下のホームページ等で確認してください。

#### < 厚生労働省検疫所 >

- FORTH (For Travelers' Health) <https://www.forth.go.jp/>

また、持病のある人は、かかりつけの医療機関で、外国語での診断書や処方箋を作成してもらい、現地に持参してください。万一の場合に備え、持病について外国語で説明ができるよう準備しておきましょう。

### (6) パスポートやクレジットカード等のコピー

万一、外国でパスポートやクレジットカード等を紛失した場合でも、あらかじめコピーを取っておくと届け出る時に便利です。また、パスポート等を紛失した場合の届出先の一覧を作成しておく、緊急の際に迅速に対処できます。(例：大使館、領事館、現地警察、クレジットカード会社、航空会社、保険会社等)

### (7) 渡航前の学内手続

本学の留学制度以外で、休暇中や休学中に海外渡航する人は、「海外渡航届」を学生部へ提出してください。

## 2. 渡航期間中

### (1) 安着連絡

無事現地に到着したことを家族へ知らせましょう。また、万一の場合に備え、日本の家族とは定期的に連絡を取り合うようにしましょう。

### (2) 「在留届」の提出および「たびレジ」への登録

外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在する人は、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に「在留届」を提出することが義務付けられています。また滞在期間が3ヵ月未満の人は、外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録してください。渡航先で事件・事故など思わぬ災害に巻き込まれた場合、日本大使館や総領事館は「在留届」や「たびレジ」の登録をもとに援護活動を行います。

#### < 外務省 >

●海外へ渡航される皆様へ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

### (3) 安全情報の確認

現地での治安情勢や感染症などについては、状況が急に变化する可能性があるため、必ず以下のホームページで最新の情報を入手してください。また、日ごろから緊急連絡先(保険会社サポートデスク等)は身につけておくようにしましょう。

#### < 外務省 >

●海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●現地の日本大使館または総領事館等のホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

### (4) 現地での行動

渡航期間中は渡航先の法令を遵守し、本学の学生としての自覚と責任において行動してください。また、生活上のマナーや慣習等が日本とは異なるということを理解し、周辺の環境や治安情報に細心の注意を払い、あらゆる場面において安全第一を心がけてください。

- 危険地域に立ち入らない
- 薬物使用に巻き込まれない
- 夜は決して1人で出歩かない
- 交通ルールを理解する
- 大金を持ち歩かない
- 車やバイクの運転はしない
- 安易に見知らぬ人を信用しない